

綾瀨市教育委員会危機管理基本指針

綾瀨市教育委員会危機管理基本マニュアル

令和3年8月

綾瀨市教育委員会

# 綾瀬市教育委員会危機管理基本指針

教育委員会が所管する事務事業や教育施設及び小・中学校は、多くの児童・生徒が学ぶ所であることから、その安全確保は最も基本的かつ重要な条件である。

市民や児童・生徒等の安全の確保については、これまでも火災や地震、インフルエンザ等に適切に対応できるよう努めてきた。また、全国各地において職員による不法行為、個人情報流出のほか、児童・生徒の自殺事件やいじめ、暴力行為など、教育委員会に関係する事件・事故が多発していることから、本市においても、更に、安全確保の徹底を図る必要があると考えて、危機管理基本指針を策定した。

今後は、危機管理を事業運営の中に明確に位置付けたうえで、「平常時からの危機発生の未然防止」「危機発生時の適切な対応」「再発防止」に取り組むことが必要であり、特に、リスクの低減を図り、危機の発生を抑制するため、一人ひとりの職員が危機管理を日常業務の基本事項とする認識を深めることが重要である。

## 1 危機管理の目的

- ① 市教育委員会が所管する事務事業参加者、児童・生徒、職員及び施設利用者(以下「児童・生徒等」という。)の安全を守る。
- ② 市教育委員会所管の事務事業及び施設運営、小・中学校(以下「学校」という。)、更には職員等を含めた市教育行政に対する市民、保護者や家族の信頼を維持する。  
\*児童・生徒は、市立学校の児童・生徒とする。

## 2 危機管理の基本的な考え方

- ① 市教育委員会が所管する分野で起こり得る事件・事故の未然防止、事件・事故発生時の対応、更には再発防止までの一連の取組を危機管理とする。  
\*リスクとは、損失や事故が発生する可能性のことであり、まだ具体的な損失や事故は起きておらず、起こる可能性にある状態のものをいう。  
\*危機とは、リスクが顕在化し、具体的な事象となったものをいう。
- ② 危機の発生を未然に防止する活動(リスクマネジメント)及び万が一発生した場合に備えた事前準備を重視する。
- ③ 被害を受けた市民、児童・生徒等の人権を尊重するとともに、その保護者・家族の理解と信頼を得るよう努める。
- ④ 市民、児童・生徒、保護者・家族等との信頼関係を維持できるよう、客観性や公平性に十分配慮した対策を実施するとともに、正確な情報の提供を積極的に行って説明責任を果たす。
- ⑤ 個別の学校や教育施設だけでなく、市の教育、更には市政全体に対して市民等から不信感を持たれないよう、教育委員会内の連携協力、教育委員との意見交換等による意思疎通を図りながら、適切な危機対応を図る。

## 3 対象とする危機

本指針が対象とする危機は、次の事項とする。

- ① 教育委員会所管事務事業参加者や児童・生徒などへの被害の大きいもの又はその他の市民への影響が大きいもの
- ② 市民や保護者の信頼を損なう事態を招くと考えられるもの
- ③ 警察等関係機関の協力が必要なもの
- ④ 通常の処理では対応が困難であるものや解決しえないもの
- ⑤ 報道の対象となりうるもの

## 4 危機管理の推進のために実施すべき基本的事項

本指針に基づき、危機管理の推進のために実施すべき基本的事項は、次のとおりとする。

- ① 情報収集及び事前対策の実施
- ② 応急対策の実施
- ③ 関係機関との情報交換、連携
- ④ 報道機関への対応
- ⑤ 再発防止に向けた取組

## **5 綾瀬市教育委員会危機管理基本マニュアル**

本指針に基づき、綾瀬市教育委員会危機管理基本マニュアルを別紙のとおり定め、危機管理を推進する。

# 綾瀬市教育委員会危機管理基本マニュアル

## I 教育委員会における危機管理

### 1 リスク対策委員会の設置

#### (1) 設置目的

リスク対策委員会は、教育委員会の所管する事務事業（以下「事務事業」という。）教育施設のリスク管理並びに学校における危機管理を支援する組織として常設する。

#### (2) 組織構成

① リスク対策委員会の委員構成は、次のとおりとする。

委員長：教育部長

副委員長：教育総務課長

委員：教育委員会における各所属長

教育部：教育総務課、学校教育課、学校給食センター、教育指導課、教育研究所

② 教育委員及び教育長は、リスク対策委員会の会議に参加することができる。

#### (3) 所掌事項

リスク対策委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 事務事業に関わるリスクなど、各所属におけるリスク管理を行う。
- ② 各所属におけるリスク情報の交換などを通じた共通理解・共通認識の深化
- ③ 各所属における危機管理マニュアルなどのリスク管理対策の評価
- ④ 各所属における危機管理対策についての改善指導
- ⑤ 教育施設及び学校における危機発生時の対策支援
- ⑥ その他必要な事項

#### (4) 会議の開催

- ① リスク対策委員会は、原則として年度当初に1回開催する。このほか、必要が生じたときは適宜開催する。
- ② 教育長は、必要と判断したときは、リスク対策委員会の開催を命ずることができる。

#### (5) 開催等報告

- ① リスク対策委員長は、リスク対策委員会を開催するときは、教育長と協議する。
- ② リスク対策委員長は、リスク対策委員会を開催したときは、教育長及び教育委員のほか、必要に応じて関係機関等に報告する。
- ③ リスク対策委員長は、学校等における危機が発生したときは、教育委員に状況の変化等を踏まえて随時報告し、必要な助言を受ける。

## 2 危機の未然防止(リスク管理)

### (1) 各所属の取組

- ① 所属長は、所属職員の中から所属長が指定した者で構成される危機管理組織を設置する。
- ② 所属長は、所属職員、管理施設及び事務事業など所属全体に及ぶ危機管理体制を確立して平常時のリスク低減策を実施するほか、関係機関等との迅速な連絡調整、情報収集、情報提供の責任者となる。
- ③ 所属職員は、日常業務を遂行するにあたり、リスクについて常に関心を持ち、予測されるリスクの内容、対策等について所属長に相談、提言を行う。  
所属職員は、問題やトラブルが発生した場合、速やかに所属長まで報告し、あるいはその他の職員に相談することの重要性を十分認識して、日ごろの業務を遂行する。

### (2) リスク別危機管理マニュアルの作成・見直し

- ① 所属長は、危機発生に備えた組織体制や教育訓練などの予防策を確実に実施するとともに、危機発生時における情報収集・伝達、被害者の救済・ケア、被害の拡大防止を適切に実施することを目的として、想定される個別の危機に備えたリスク別危機管理マニュアルを作成し、職員に周知徹底する。

- ② 所属長は、作成したリスク別危機管理マニュアルを定期的に、かつ、必要の都度点検を行い見直しを図る。
- ③ 所属長は、危機の発生に備え、所属及び教育委員会における連絡体制及び外部機関等との連絡体制を整備する。

### (3) 危機の回避

- ① 所属長は、施設・設備の状態や事務事業の特性を踏まえてリスク点検を定期的に行い、必要な改善を図る。
- ② 所属長は、自所属で過去に発生した危機やヒヤリハットの事例、他自治体における事例を参考に危機の予測・予見と防止に努める。

### (4) 安全教育

所属長は、施設・設備や事務事業及び職員の実態等を踏まえ、職員を対象とした安全教育を定期的実施するとともに、危機事例の発生状況等を踏まえて必要な指導、啓発を行う。

## 3 危機発生時の対策

### (1) 初動対応

#### ア 危機発生時の情報伝達

- ① 危機発生を把握し、あるいは危機発生を報告を受けた職員は、所属長まで速やかに報告する。事務事業実施場所が市庁舎以外の場合は、当該施設管理者に対して情報提供する。
- ② 所属長は、速やかに教育部長(以下「部長」という。)及び教育長に報告する。
- ③ 所属長は、被害者の救護や現場保護等が必要と判断した場合は、消防署や警察署などの関係機関に通報・協力依頼を行う。

#### イ 応急対策

- ① 所属長は、初動組織を設置し、情報を収集して被害の規模・深刻さなど危機の影響度を予測する。
- ② 所属長は、事務事業参加者が被害者となるなど、市民が危機と直接的な関わりがある場合は、家族に速やかに連絡する。
- ③ 所属長は、事務事業実施場所が市庁舎以外の場合は、必要に応じて当該施設管理者の協力を得て、近隣住民等への広報を行う。
- ④ 所属長は、その他二次災害の防止や危機が広がることを抑制するための応急対策を実施する。

#### ウ 事態の推移予測と対策・体制の決定

- ① 所属長は、危機がどのように推移していくか予測し、実施すべき対策の優先順位を決定して、実施を指示する。施設・設備を管理委託している場合は、受託企業と十分協議をする。
- ② 所属長は、危機の推移予測に対応するため、対策の実施や情報収集、関係機関との調整など、発生した危機事案に対応できる組織体制と人員配置を決定する。

#### エ 教育委員への報告及び対策協議

- ① 教育長及び部長は、分担して速やかに教育委員に危機発生を報告を行う。また、事態の変化があったときは、速やかに情報の共有・共通理解を図るとともに、必要な助言を受ける。
- ② 教育長は、必要に応じて、情報の共有及び対応策の検討協議等を行うため、教育委員とリスク対策委員会で構成される「教育委員会対策会議」を開催する。

#### オ 市長等への報告

教育長及び部長は、分担して速やかに市長、副市長及び議会に報告する。

### (2) 教育部危機対策本部

部長は、発生した危機が重大な場合に、教育部危機対策本部を設置する。

#### ア 教育部危機対策本部設置の判断

部長は、所属長と協議のうえ教育部危機対策本部の設置について、次の判断基準に基づいて速やかに判断する。必要な場合は、教育長と協議のうえ決定する。

- ① 市民及び職員の生命・心身の健康などの被害の程度及び被害の拡大が予測されるかどうか
- ② 関係する施設の被害の程度
- ③ 市教育行政や市政全体に対する信用失墜の程度
- ④ その他内外に与える影響の度合い

#### イ 教育部危機対策本部の組織

- ① 教育部危機対策本部の組織構成は、発生した危機の影響度や所属の組織規模等を考慮して決定する。
- ② 本部長は、部長とする。本部長を代理する者は、所属長とする。
- ③ 本部長は、必要に応じて、他の所属の職員を教育部危機対策本部員にすることができる。
- ④ 教育長は、必要に応じて教育部危機対策本部の会議に参加することができる。

## ウ 所掌事項

教育部危機対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 危機に関する正確な情報の収集・記録
- ② 情報の共有と共通理解の徹底
- ③ 対策の決定と実施
- ④ 関係機関との連携調整
- ⑤ 市民、報道機関等への広報・説明
- ⑥ その他必要な事項

## エ 設置等報告

- ① 部長は、教育部危機対策本部を設置するときは、速やかに教育長に報告する。
- ② 教育部危機対策本部を設置したときは、教育長及び部長が分担して、速やかに教育委員、市長、副市長及び議会に報告する。
- ③ 教育長及び部長は、教育委員に状況の変化等を踏まえて随時報告し、必要な助言を受ける。

## II 教育施設における危機管理

教育委員会が所管する次の施設（以下、「教育施設」）を対象とする。

- ① 学校給食センター
- ② 教育支援教室

### 1 危機の未然防止(リスク管理)

#### (1) リスク管理体制の整備

学校給食センター所長及び教育研究所長(以下「所長」という。)は、それぞれ所管する施設における危機の未然防止を推進するため、所属職員の中から所長が指定した者で構成される危機管理組織を設置する。

- ① 所長は、施設等の全体に及ぶ危機管理体制を確立して平常時のリスク低減策を実施するほか、関係機関等との迅速な連絡調整、情報収集、情報提供の責任者となる。
- ② 教育施設の職員は、日常業務を遂行するにあたり、リスクについて常に関心を持ち、予測されるリスクの内容、対策等について所長に相談、提言を行う。  
教育施設の職員は、問題やトラブルが発生した場合、速やかに所長に報告し、あるいはその他の職員に相談することの重要性を十分認識して、日ごろの業務を遂行する。

#### (2) リスク別危機管理マニュアルの作成・見直し

- ① 所長は、危機発生に備えた組織体制や教育訓練などの予防策を確実に実施するとともに、危機発生時における情報収集・伝達、被害者の救済・ケア、被害の拡大防止を適切に実施することを目的として、想定される個別の危機に備えたリスク別危機管理マニュアルを作成し、職員に周知徹底する。
- ② 所長は、作成したリスク別危機管理マニュアルを定例的に、かつ必要の都度点検を行って見直しを図る。
- ③ 所長は、危機の発生に備えて、内部及び外部機関等との連絡体制を整備する。

#### (3) 危機の回避

- ① 所長は、施設・設備の状態及び職員配置状況等を踏まえて、リスク点検を定期的に行い、必要な改善を図る。
- ② 所長は、教育施設で過去に発生した危機やヒヤリハットの事例、他自治体における事例を参考に危機の予測・予見と防止に努める。

#### (4) 安全教育

所長は、予測される危機の発生に備えて、職員を対象とした安全教育を定期的に行い、危機事例の発生状況等を踏まえて必要な指導、啓発を行う。

#### (5) 地域等との連携強化

教育施設におけるリスク管理を進めるうえでは、利用者、近隣住民、警察などから、さまざまな情報や意見、協力を得ることが不可欠であるため、所長は、日ごろから情報交換やその他の交流を深め、信頼関係を深める取組を行う。

#### (6) 教育委員会との連携

教育施設において、施設・設備の管理やその他の業務を受託している企業は、所長及び教育委員会と連携を密にしてリスク管理に取り組む。

### 2 危機発生時の対策

#### (1) 初動対応

##### ア 危機発生時の情報伝達

- ① 危機発生を把握し、あるいは危機発生を報告を受けた職員は、所長まで速やかに報告する。
- ② 所長は、被害者の救護や現場保護等が必要と判断した場合は、消防署や警察署などの関係機関に通報・協力依頼を行う。
- ③ 所長は、危機の程度を考慮のうえ、速やかに部長に報告する。

##### イ 応急対策

- ① 所長は、発生した危機事案に対応するため、初動組織を設置し、情報を収集して被害の規模・深刻さなど危機の影響度を予測する。

- ② 所長は、教育施設の利用者が被害者となるなど、危機と直接的な関わりがある場合は、家族に速やかに連絡する。
- ③ 所長は、必要に応じて、近隣住民等への広報を行う。
- ④ 所長は、その他二次災害の防止や危機が広がることを抑制するための応急対策を実施する。

#### ウ 事態の推移予測と対策・体制の決定

- ① 所長は、危機がどのように推移していくか予測し、実施すべき対策の優先順位を決定して、実施を指示する。施設・設備を管理委託している場合は、受託企業と十分協議をする。
- ② 所長は、対策の実施や情報収集、関係機関との調整など発生した危機事案に対応できる組織体制と人員配置を決定する。

#### エ 教育委員への報告及び対策協議

- ① 教育長及び部長は、分担して速やかに教育委員に危機発生への報告を行う。また、事態の変化があったときは、速やかに情報の共有・共通理解を図るとともに、必要な助言を受ける。
- ② 教育長は、必要に応じて、情報の共有及び対応策の検討協議等を行うため、教育委員とリスク対策委員会で構成される「教育委員会対策会議」を開催する。

#### オ 市長等への報告

教育長及び部長は、分担して速やかに市長、副市長及び議会に報告する。

### (2) 教育部危機対策本部

部長は、発生した危機が重大な場合に、教育部危機対策本部を設置する。

#### ア 教育部危機対策本部設置の判断

部長は、所長と協議のうえ教育部危機対策本部の設置について、次の判断基準に基づいて速やかに判断する。必要な場合は、教育長と協議のうえ決定する。

- ① 利用者及び職員の生命・心身の健康などの被害の程度及び被害の拡大が予測されるかどうか
- ② 教育施設の被害の程度
- ③ 教育施設及び市教育行政に対する信用失墜の程度
- ④ その他内外に与える影響の度合い

#### イ 教育部危機対策本部の組織

- ① 教育部危機対策本部の組織構成は、危機の影響度や組織規模を考慮して決定する。
- ② 本部長は、部長とし、本部長を代理する者は、所長とする。
- ③ 教育長は、必要に応じて教育部危機対策本部の会議に参加することができる。

#### ウ 所掌事項

所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 危機に関する正確な情報の収集・記録
- ② 情報の共有と共通理解の徹底
- ③ 対策の決定と実施
- ④ 関係機関との連携調整
- ⑤ 保護者、報道機関等への広報・説明
- ⑥ その他必要な事項

#### エ 設置報告

- ① 部長は、教育部危機対策本部を設置するときは、速やかに教育長に報告する。
- ② 教育部危機対策本部を設置したときは、教育長及び部長が分担して、速やかに教育委員市長、副市長及び議会に報告する。
- ③ 教育長及び部長は、教育委員に状況の変化等を踏まえて随時報告し、必要な助言を受ける。



### Ⅲ 学校における危機管理

#### 1 危機の未然防止(リスク管理)

##### (1) リスク管理体制の整備

学校は、危機の未然防止を推進するため、学校規模や教職員配置状況等に応じた危機管理組織を定め、各種対策を実施する。

- ① 校長は、学校における危機管理の最高責任者として、危機管理体制を確立して平常時のリスク低減策を実施するほか、教育委員会をはじめとした関係機関等との迅速な連絡調整、情報収集、情報提供の責任者となる。
- ② 教職員は、日常業務を遂行するにあたり、リスクについて常に関心を持ち、予測されるリスクの内容、対策等について校長等に相談、提言を行う。  
教職員は、問題やトラブルが発生した場合、速やかに校長等に報告し、あるいはその他の教職員に相談することの重要性を十分認識して、日ごろの業務を遂行する。

##### (2) リスク別危機管理マニュアルの作成・見直し

- ① 校長は、危機発生時における情報収集・伝達、被害者の救済・ケア、被害の拡大防止を適切に実施することを目的として、想定される個別の危機に備えたリスク別危機管理マニュアルを作成し、教職員に周知徹底する。
- ② 校長は、作成したリスク別危機管理マニュアルを定期的に、かつ、必要の都度点検を行って見直しを図る。
- ③ 校長は、危機の発生に備えて、内部及び外部機関等との連絡体制を整備する。

##### (3) 危機の回避

- ① 校長は、児童・生徒の実態や施設・設備の状態等を踏まえて、リスク点検を定期的に行い、必要な改善を実施する。
- ② 校長は、市内各校で過去に発生した危機やヒヤリハットの事例、他自治体における事例を参考に危機の予測・予見と防止に努める。

##### (4) 安全教育

校長は、予測される危機の発生に備えて、児童・生徒及び職員を対象とした安全教育を定期的  
に実施するとともに、危機事例の発生状況等を踏まえて必要な指導、啓発を行う。

##### (5) 保護者や地域等との連携強化

学校におけるリスク管理を進めるうえでは、保護者、近隣住民、更には、警察や関係団体などから、さまざまな情報や意見、協力を得ることが不可欠であるため、校長は、日ごろから情報交換やその他の交流を深め、信頼関係を深める取組を行う。

#### 2 危機発生時の対策

##### (1) 初動対応

###### ア 危機発生時の情報伝達

- ① 危機発生を把握し、あるいは危機発生  
の報告を受けた教職員は、校長まで速やかに報告する。
- ② 校長は、必要と判断した場合は、消防署や警察署などの関係機関に通報・協力依頼を行う。
- ③ 校長は、速やかに教育委員会の担当課長に報告する。

###### イ 応急対策

- ① 校長は、初動組織を設置し、情報を収集して被害の規模・深刻さなど危機の影響度を予測する。
- ② 校長は、児童・生徒が被害者となるなど、児童・生徒や教職員が危機と直接的な関わりがある場合は、保護者や家族に速やかに連絡する。
- ③ 校長は、必要に応じて、PTA、他の学校への連絡や近隣住民への広報等を行う。
- ④ 校長は、その他二次災害の防止や危機が広がることを抑制するための応急対策を実施する。

###### ウ 事態の推移予測と対策・体制の決定

- ① 校長は、危機がどのように推移していくか予測し、実施すべき対策の優先順位を決定して、実施を指示する。
- ② 校長は、対策の実施や情報収集、関係機関との調整などに必要な組織体制を決定する。

## (2) 学校危機対策本部

校長は、発生した危機が重大な場合に、学校危機対策本部を設置する。

### ア 学校危機対策本部設置の判断

校長は、学校危機対策本部の設置について、次の判断基準に基づき速やかに判断する。必要な場合は、教育委員会と協議できる。

- ① 児童・生徒等及び教職員の生命・心身の健康などの被害の程度及び被害の拡大が予測されるかどうか
- ② 学校施設の被害の程度
- ③ 学校及び市教育行政に対する信用失墜の程度
- ④ その他内外に与える影響の度合い

### イ 学校危機対策本部の組織

- ① 学校危機対策本部の組織構成は、発生した危機の影響度や学校等の組織規模を考慮して決定する。
- ② 本部長は、校長とし、本部長を代理する者は教頭とする。
- ③ 所属長、部長及び教育長は、必要に応じて学校危機対策本部の会議に参加することができる。

### ウ 所掌事項

学校危機対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 危機に関する正確な情報の収集・記録
- ② 情報の共有と共通理解の徹底
- ③ 対策の決定と実施
- ④ 関係機関との連携調整
- ⑤ 保護者、報道機関等への広報・説明
- ⑥ その他必要な事項

### エ 設置報告

校長は、学校危機対策本部を設置するときは、速やかに所属長に報告する。

## (3) 学校と教育委員会との意思疎通の徹底

- ① 校長は、被害の実態や児童・生徒等の状態、対策の進捗状況、保護者・家族の反応、報道機関の活動など、危機の状況について所属長に随時報告する。
- ② 校長は、危機の状況や今後の方針や対策の選択などについて、所属長と協議し、必要な支援要請を行うなどして、学校と教育委員会が、共通の理解、共通の認識に立って、一致協力して危機の収束を図るよう努める。

## IV 学校で発生した危機への教育委員会の対応

### 1 学校と教育委員会との協力体制の確立

教育委員会は、リスク対策委員会を中心に、校長からの支援要請に迅速に対応するとともに、学校とは異なる視点から危機を直視して必要な対策の検討や助言等を行い、あるいは対策を直接実施する。

こうしたことにより、危機に対する認識、今後の方針や対策の選択などについて、学校と教育委員会が、共通の理解、共通の認識に立って、一致協力して危機の収束を図る。

### 2 学校への支援

- ① 担当課は、危機対応を最優先業務とし、職員の派遣を含めて学校等を全面的に支援する。
- ② リスク対策委員長は、リスク対策委員会を速やかに招集し、学校に対するバックアップ体制を確立する。
- ③ リスク対策委員会は、教育委員会としての支援対策を実施する責任を有する。
- ④ リスク対策委員会は、危機の状況に応じて、教育委員会内外から必要な職員の応援を得て、危機対応支援チームを設置し、学校に派遣する。
- ⑤ 担当課は、青少年健全育成、保健医療、人権擁護などの庁内関係部署及び児童福祉機関、警察等との連携協力についても、調整の窓口となって学校を支援する。
- ⑥ 教育長は、必要に応じて、情報の共有及び学校支援策の検討協議等を行うため、教育委員とリスク対策委員会で構成される「教育委員会対策会議」を開催する。

### 3 情報伝達

#### (1) 教育委員会における情報の共有

- ① 所属長は、校長から危機発生又は学校危機対策本部設置の報告を受けたときは、速やかに部長及び教育長に報告する。
- ② 教育長及び部長は、分担して速やかに教育委員に危機発生の報告を行う。また、事態の変化があったときは、速やかに情報の共有・共通理解を図るとともに、必要な助言を受ける。

#### (2) 市長等への報告

教育長及び部長は、分担して速やかに市長、副市長及び議会に報告する。

#### (3) 神奈川県教育委員会への報告

- ① 教育委員会は、発生した危機の内容及び状況を踏まえ、神奈川県教育委員会への報告が必要な場合は、速やかに神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所(以下「県教委」という。)に報告する。
- ② 教育委員会は、危機の状況変化等に応じて、県教委に情報提供を行い、共通理解・共通認識を確保する。
- ③ 教育委員会は、危機への対応に当たって、県教委の援助・協力が必要な場合、あるいは県教委の判断が必要な場合は、速やかに県教委と協議を行う。

## **V 教育委員会危機対策本部**

### **1 教育委員会危機対策本部の設置**

教育長は危機が極めて深刻な場合、あるいは被害が甚大な場合は、危機対策本部を教育委員会に設置する。この場合の組織構成、所掌事務等については、危機事案に応じて、その都度決定する。

## **VI 調査委員会の設置**

### **1 調査委員会設置の判断**

- ① 事実関係の確認や原因究明が難しい事案については、特に透明性や公正性が求められることから、専門家や第三者も加わった調査委員会を必要に応じて躊躇することなく設置し、事実の究明を行う。
- ② 調査委員会の設置の判断は、教育委員会(教育委員)が行う。
- ③ 調査委員会を設置する場合の組織構成、所掌事務等については、発生した危機事案に応じて別に定める。

## Ⅶ 報道機関への対応

### 1 対応の基本的な考え方

- ① 個人のプライバシーや人権に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。事実隠蔽等の誤解を生じさせないように、一方的な取材拒否はしない。
- ② 事件・事故等に関する情報は公開するが、非公開とする内容については、その理由、範囲等について、誠実・明確な説明を行う。
- ③ 報道機関との信頼関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- ④ 報道機関に情報提供する場合は、報道機関によって情報の量・質に差異が生じないように公平に行う。
- ⑤ 記者会見は、必要に応じて、リスク対策委員会又は教育委員会危機対策本部等と連携して行う。

### 2 対応のポイント

#### (1) 窓口の一本化

報道機関の取材に対しては、所属長及び教頭以上の者又は予め指示を受けた者が対応する。

#### (2) 取材を受ける準備

- ① 速やかに正確な情報を収集して整理を行い、報道資料を作成する。
- ② 報道資料の作成にあたっては、次の点を確認する。
  - a 事実関係は正確か
  - b 推測の部分はないか
  - c プライバシーや人権への配慮は十分か
  - d 教育委員会や関係機関と協議する必要はないか

#### (3) 記者発表資料の提供

記者発表を資料(投込み資料)で行う場合は、広報所管課と協議のうえ、広報所管課を通じて資料提供を行う。

#### (4) 取材者の確認と記録

- ① 報道機関の取材があった際には、社名、記者氏名、連絡先を確認のうえ、取材に応ずる。
- ② 把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解されないようにする。決まっていないことや答えられないことは、理由を説明し、対応できる時期を示す。
- ③ 間違っていて説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出る。
- ④ 上記①の事項及び取材内容は、記録する。

#### (5) 記者会見

- ① 教育部危機対策本部又は学校危機対策本部は、報道機関へ統一した説明を要する場合や多数の報道機関から取材要請がある場合は、記者会見を行う。
- ② 取材が長期にわたると見込まれる場合には、定期的な記者会見の場を設定する。

#### (6) 報道機関への要請

取材が殺到し、現場の混乱が予想される場合は、利用者や児童・生徒等の動揺を防ぎ、教育施設や学校の正常な運営を維持するため、適切な取材方法等を文書で要請する。

(例)・敷地(施設)内への立ち入りに関して

- ・教職員、児童・生徒、利用者等への取材に関して
- ・取材場所、時間に関して
- ・報道資料の提供(記者会見)予定に関して 等

#### (7) 教育委員会への支援要請

報道機関の取材が長期化するなど、単独での対応が困難な場合、校長は所属長に、所属長は部長に支援を要請することができる。

## Ⅷ 再発防止に向けた取組

危機の再発防止を図るため、部長及び校長は、次のとおり経過を整理し、分析評価を行う。対策本部が設置された場合は、対策本部として行う。

### 1 原因や背景の分析

- ① 収集した情報や必要な補充調査により、危機の発生までの経過や発生後の対策等について整理・確認を行う。
- ② 危機発生原因の分析及びリスク管理の評価を行う。
- ③ 危機発生後の対応に関する評価を行う。
- ④ 再発防止策及び万が一再発した場合の対応策を整理し、職員に周知するとともに資料として保存する。

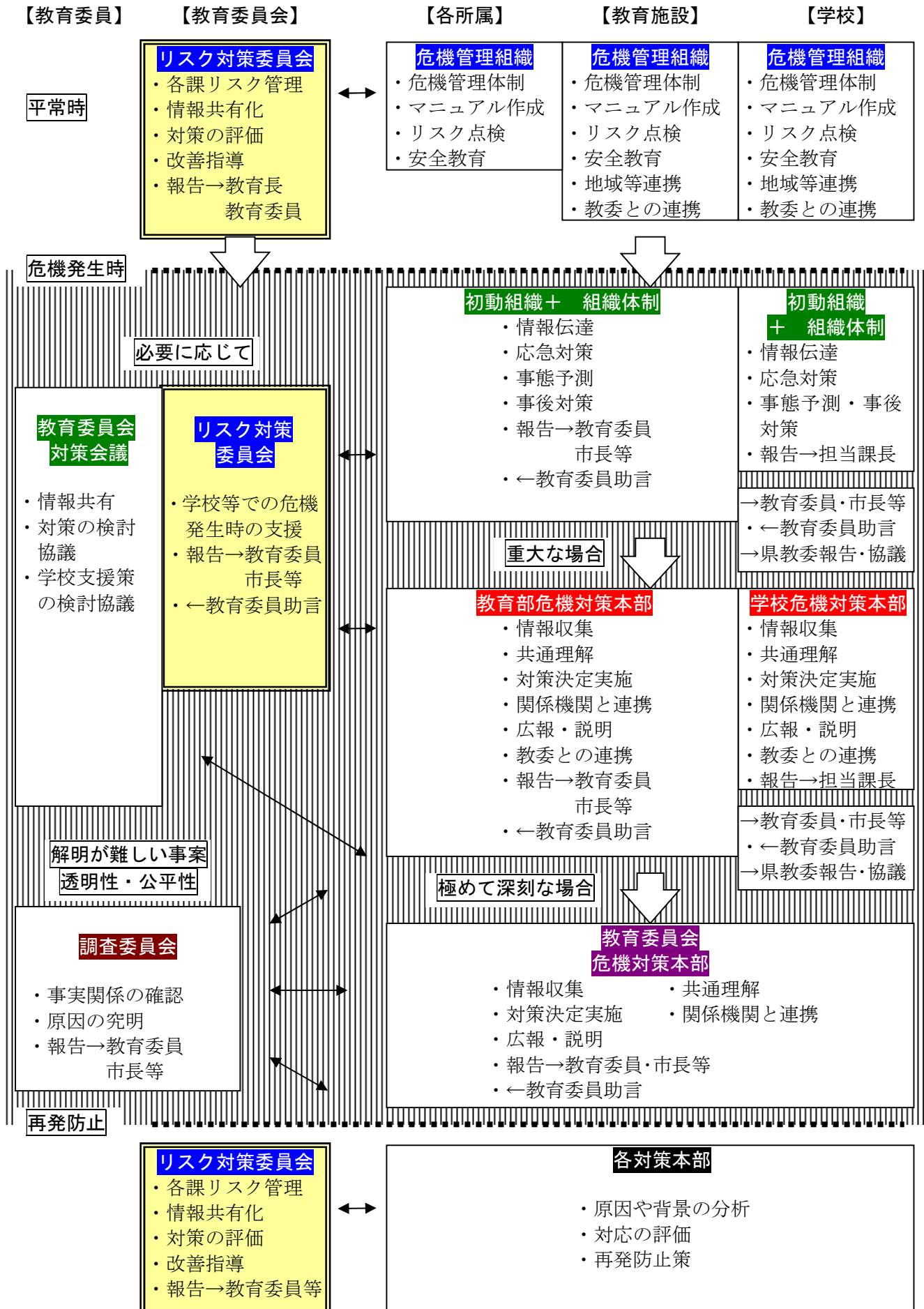
### 2 危機管理対応の評価の観点

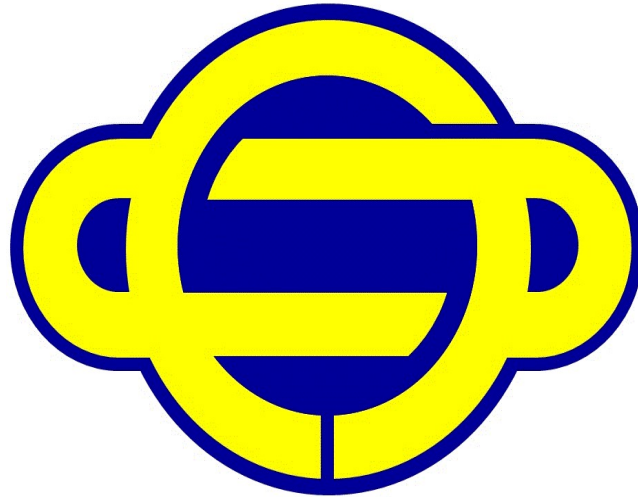
危機管理対応の評価に関する主な観点は、次のとおりとする。

#### 【評価の観点】

- ① 緊急連絡体制は問題なく機能したか
- ② 初動体制は迅速に立ち上がったか
- ③ 危機管理マニュアルに従って行動されていたか
- ④ 関係職員すべてが業務手順や命令系統を知っていたか
- ⑤ 情報は正確かつタイムリーに収集・報告されていたか
- ⑥ 関係職員に情報が共有されていたか
- ⑦ 適切な情報分析が行われていたか
- ⑧ 教育委員会と教育施設・学校とは緊密な連携ができていたか
- ⑨ 教育委員会内部では緊密な連携ができていたか
- ⑩ 教育委員との間での情報の共有、意思疎通は十分であったか
- ⑪ 関係機関と緊密な連携ができていたか
- ⑫ 応急対策及びその後の対策は適切であったか
- ⑬ 職員の配備は適切であったか
- ⑭ 広報活動は適切に行われていたか
- ⑮ 被害者、その保護者・家族へのフォローは適切に行われていたか
- ⑯ 報道機関に対する対応は適切であったか
- ⑰ その他何か問題が確認されなかったか

# 綾瀬市教育委員会危機管理基本マニュアル 概要図





綾瀨市教育委員会危機管理基本指針

綾瀨市教育委員会危機管理基本マニュアル

令和3年8月改訂  
綾瀨市教育委員会